

「平成 29 年度 京都府最低賃金周知広報用ポスター」

「ポスターデザインコンテストの最優秀賞受賞作品」制作版

ポスター 掲 示 の お 願 い

京都労働局労働基準部賃金室

京都府最低賃金は、京都府内の事業場で働くパートタイマー、アルバイト等を含めた全ての労働者及び使用者に適用されます。そこで、京都労働局では京都府内の多くの方々に、広く周知するため、京都府内の芸術系専門学校・高等学校等から一般公募した「ポスターデザインコンテストの最優秀賞受賞作品」により、「京都府最低賃金周知広報用ポスター」を毎年制作し、国・京都府及び府内全市町村の機関、事業者団体、労働団体、公共交通機関、金融機関・郵便局、教育機関（大学、専門学校、高等学校）、商店街・商業施設等に掲示をお願いしております。

ポスター掲示のご協力企業等（12月7日現在）・・・（「西日本旅客鉄道(株)京都駅他の主要駅」、「京都市交通局市営地下鉄の全駅」、「京都バス(株)・京都交通(株)・丹後海陸交通(株)の全バス車両及び主要営業所他」、「(株)京都銀行・京都北都信用金庫の京都府内の全店舗」他

京都労働局では、引き続き、**京都府内全域でポスターの掲示場所を募集しています。**

ご協力頂ける場合は、ポスターをお送りしますので、**京都労働局 賃金室までご連絡下さい。**（京都府最低賃金周知広報用リーフレット等の会員事業場・加盟店等への配布についても、募集しておりますので、併せてご連絡をお待ちしています。）

なお、ご協力頂きました企業・機関等につきましては、京都労働局ホームページに周知ポスター掲示場所の写真と企業名等を掲載（写真データの提供を頂いた事業場に限り）させて頂く予定としておりますので、是非とも、ご協力をよろしくお願い致します。

ポスターは、**京都府内の労働基準監督署・公共職業安定所及び（公社）京都労働基準協会各支部でも配布しております。** **ポスター掲示希望期間：1～3か月程度**

配布は在庫がなくなり次第、終了とさせていただきますので、ご了承下さい。

京都労働局 労働基準部 賃金室 TEL 075-241-3215

平成 29 年度 京都府最低賃金 周知広報用ポスター

サイズ B 3 縦版 H51.5×W36.5cm



業種	最低賃金(円)
金属製品製造業	902円(17%)
電気機械器具製造業	900円(17%)
輸送用機械器具製造業	907円(18%)
各種商品小売業	860円(23%)
自動車(新車)小売業	860円(23%)

平成29年12月21日

平成 29 年度ポスターは、
B 3 の縦版、横版です。
B 2 縦版（遠藤憲一さん
版）もございます。）

平成 29 年度 京都府最低賃金 周知広報用ポスター

サイズ B 3 横版 H36.5×W51.5cm



京都府最低賃金周知 広報用リーフレット(A4) ポスター(B2版)



京都府 最低賃金 が 改定 されました。

時間額 **856円** ²⁵UP

平成29年10月1日から

京都府最低賃金 856円
【発効日 平成29年10月1日】

当局HPトップページの総括サイドバナー内には、最低賃金関係の各種パンフレット、統計資料、各助成金制度のご案内、広報誌掲載用データ等を掲載しておりますので、ご活用下さい。